

令和5年9月1日

お客さま各位

大阪シティ信用金庫

「破産管財人等口座開設手数料」新設のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、当金庫は破産管財人等が手続きのために開設する下記の新規口座について、事務負担等を考慮し、口座開設手数料を新設いたします。

今後とも一層のサービス向上に努めてまいりますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新設日

令和5年10月2日（月）

2. 対象口座

- ・破産管財人口座

※破産管財人口座は、既存口座を破産管財人名義に変更する場合も含みます。

- ・相続財産清算人口座
- ・不在者財産管理人口座

3. 手数料

口座開設1口座あたり 16,500円（税込）

以上

くわしくは、窓口または、担当者までお問い合わせください。